

次期「香川県防災情報システム」検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 災害時の情報伝達の基幹システムである次期「香川県防災情報システム」の整備内容を検討するために、次期「香川県防災情報システム」検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の数は、6人以内とする。
- 3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 委員会に委員長1名を置く。
- 5 委員長は、委員の互選により選出する。

(会議)

第3条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開により行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、委員会が会議の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。
 - (1)香川県情報公開条例（平成12年条例第54号）第7条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
 - (2)公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、香川県危機管理総局危機管理課において処理する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月16日から施行する。

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

(別 表)

職 名 等	氏 名	備 考
香川大学 名誉教授	白木 渡	(総合防災)
かがわ自主ぼう連絡協議会 会長	岩崎 正朔	(県民)
香川大学情報化推進統合拠点 准教授	米谷 雄介	(データ解析)
高松地方気象台 防災管理官	宇野田 隆司	(防災機関)
高松市総務局 総務局次長兼デジタル推進部長 危機管理課長	村上 太郎	(市町)
香川県危機管理総局 危機管理課長	三谷 一秀	(県)

(敬称略)